

企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（2023年12月15日公表）（以下「本会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（2023年12月15日公表）（以下「本適用指針案」という。）

以下、これらを合わせて「本公開草案」という。

2. コメント募集期間

- ・ 2023年12月15日～2024年1月19日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（2024年3月22日公表）（以下「本会計基準」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2024年3月22日公表）（以下「本適用指針」という。）

以下、これらを合わせて「本会計基準等」という。

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
--	-----

CL1	PwC Japan 有限責任監査法人
CL2	日本公認会計士協会
CL3	EY 新日本有限責任監査法人
CL4	公益社団法人 関西経済連合会
CL5	公益社団法人 日本証券アナリスト協会
CL6	一般社団法人全国銀行協会
CL7	有限責任 あずさ監査法人
CL8	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL9	有限責任監査法人トーマツ

[個人 (敬称略)]

	氏名・所属等 (記載のあるもののみ)	
CL10	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL11	國見 琢	公認会計士
CL12	服部 隆	CMA、C I I A
CL13	スズキ トモ	早稲田大学 商学大学院教授、元内閣総理大臣補佐官顧問、オックスフォード大学博士・元教授

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対するコメントです。
「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、当委員会で分析を行っています。
なお、(質問2) 今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントについては、本会計基準等の公表後に検討を行う予定です。(質問2) に寄せられたコメントについては、「(参考) 今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントの全文」をご参照ください。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(質問1) 開発にあたっての基本的な方針に関する質問		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
2) 提案内容に同意するが、実務負担への配慮について	<p>中間財務諸表の記載内容について従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容を想定する点、会計処理の見直しにより実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを提案している点については支持する。</p> <p>ただし、上場企業については、金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）が廃止され、開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することとされたものの、第1・第3四半期の財務諸表を引き続き作成することに変わりはなく、「四半期開示の見直し」の趣旨が開示業務の効率化である事に照らしても、今回のASBJの会計基準開発により、四半期決算の実務負担が増加しないように配慮すべき。</p> <p>例えば「(3) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法」の論点において、第1四半期で減損処理を実施した際は、第2四半期では第1四半期の減損を戻し入れた簿価で判定する必要が生じる。簡便法が仮に廃止された場合、簡便法を適用している企業がこれに対応するためには（四半期全ての会計処理を洗替法に統一するか、第1・第3四半期は洗替</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p> <p>経過措置については、複数のコメントが寄せられており、将来的な検討課題として取り扱うこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>法、第2四半期は切放法とすることが理論的にはあり得るが、四半期と中間で方針を違えるのは非現実的であるため) 実質、全四半期を通じて会計処理方法を洗替法に統一せざるを得なくなると考える。この場合、会計方針の変更、減損判定頻度や関連する仕訳の増加等に伴い生じる追加的な実務負荷が極めて大きい旨の意見が会員企業より複数寄せられている。</p> <p>四半期特有の簡便法については、実務負荷の観点からも、恒久的に継続適用可能な制度設計を目指すべきであり、公開草案で提案した経過措置を恒久措置とする事も含めてASBJは検討を行うべきである。</p>	
(本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント)		
<p>3) 1Q・3Qに対応する会計基準が開発できていない等の問題について</p>	<p>同意しない。</p> <p>(1) 1Q・3Qに対応する会計基準が開発できていない問題</p> <p>ASBJは四半期会計基準の改正にあたって、中間会計基準案のみを開発し、1Q・3Qに対応する会計基準の開発ができていない点が以下の理由で最大の問題である。中間会計基準案のみを開発するという公開草案の改正方針に強い疑問を感じる。</p> <p>(同意しない理由)</p> <p>① ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下「DWG報告」という)で示された「改正後の基準は「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書に適用できるようにする」という方向性と異なっている。DWGの方向性に従うのは必須だが、ASBJはこれに従っていない理由を明確に示していない。ASBJは改正金商法の半期報告書で開示される6カ月の会計期間の中間財務諸表に対応するためという理由を示しているだけである。</p> <p>② 公開草案の原則法を適用すれば、1Q末に減損や評価減が生じた場合に、2Q決算で現</p>	<p>2023年11月に金融商品取引法等の一部を改正する法律により改正された金融商品取引法(以下「改正後の金融商品取引法」という。)における半期報告書制度では、中間会計期間(6か月間)を1つの会計期間とした中間財務諸表を作成することとされている(本会計基準案BC3項参照)。</p> <p>このため、本公開草案では、期首から6か月間を1つの会計期間(中間会計期間)とする中間財務諸表に係る会計処理を定めることを原則としている(本会計基準案BC4項参照)。</p> <p>一方、従前の四半期報告書制度は、3か</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>行の会計処理と異なる結果になる可能性がある（有価証券や棚卸資産の減損（評価減）で切放し法の場合など）ことである。このようになるのは、中間会計基準案においては、中間会計期間を1Qと2Qの2つの四半期の累計ではなく、期首からの6カ月の会計期間とみているためである。しかし、上場企業は取引所の1Q決算短信の作成が求められており、実際の決算実務は、1Qと2Qの積上げで行われる。このような実情の中で、中間会計基準案（原則法の場合）に準拠して6カ月の会計期間の決算をゼロベースでやり直すことは様々な実務上の矛盾を生じさせることになる。</p> <p>③ 四半期開示の見直しによって、本来は会計処理が変わるべきではないが、公開草案では、原則法を適用すれば複数の会計処理が変わることが明らかになっているが、それを経過措置によって、現行の四半期会計基準の会計処理と同様にするという複雑な会計基準になっている。</p> <p>④ 公開草案では、1Q・3Qの簡便的な開示の取扱い（キャッシュ・フロー計算書の省略など）が認められなくなるが、これに対しても、現行の四半期会計基準を当面は残すという複雑な対応が必要になっている。</p> <p>⑤ 1Q・3Qは（東証の四半期財務諸表等の作成基準によって）当面は残されるASBJの四半期会計基準に準拠し、第2四半期（2Q）累計は新設される中間会計基準に準拠するというのは、複雑な取り扱いになる。</p> <p>⑥ 「3Q累計の会計処理が明確でないこと」、「3Qで減損・評価減が発生した場合の年度の会計処理が明確でないこと」などの問題がある。しかし、公開草案ではこれらの課題に対応できていない。</p> <p>(2) 現行の四半期会計基準を生かして「期中会計基準」（仮称）に改正する代替案につい</p>	<p>月ごとに四半期財務諸表を作成することを前提としていたため、当該制度を前提とした企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。以下合わせて「四半期会計基準等」という。）に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合と、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする原則に従い会計処理を行った場合では、差異が生じる可能性がある。そこで、当該差異が生じる可能性がある項目については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続して適用可能となるように経過措置を定めることとしている。</p> <p>なお、第1四半期及び第3四半期に対応するため、今後、（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しない</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>て</p> <p>現行の四半期会計基準をそのまま生かして（1Q・3Qの簡便的な開示も残す）「期中会計基準」（仮称）として、中間期だけでなく1Q・3Qにも適用できる会計基準に改正するという代替案がある。これは多くの関係者が想定していた改正案であり、短期的な対応も可能である。この代替案を採用すれば、現行の四半期会計基準と同じ運用になり、また、上記（1）の問題点はすべて解消するので、この代替案を採用すべきである。一方、ASBJはこの代替案を採用することができなかったことについて明確な説明ができておらず（注）、関係者は納得していないと思われる。</p> <p>（注）これに関連して、2023年11月22日の第49回企業会計基準諮問会議で、ASBJは「金融庁から、四半期報告書制度が廃止されると、現行の四半期会計基準は一般に公正妥当と認められる会計基準の告示指定からははずすと言われたので、四半期ではなく、中間会計基準を開発する方針にした」と説明している。しかし、金融庁は改正後の会計基準についての告示指定の可否について言及したわけではない。また、その後、ASBJは、現行の四半期会計基準を当面は残すことになったので、この告示指定の問題を代替案が採用できないことの論拠とすることは難しいと思われる。</p>	<p>ことを予定している。</p>
<p>4) 第1・第3四半期決算短信開示にこれまで使用されてきた四半期会計基準等について、廃止しよ</p>	<p>同意しない。ただし改正金商法施行日まで時間的猶予がないことから、止むを得ないものとも考える。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社で取引所規則に基づき継続される第1・第3四半期決算短信開示にこれまで使用されてきた四半期会計基準等について、廃止しようとした経緯については大いなる疑問を呈さざるを得ない。 ・上場企業で第1・第3四半期に使用され続ける四半期会計基準等を開発・維持していく 	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
うとした経緯等について	<p>使命が貴委員会にはあると考えられる。</p> <p>さらに一部の上場企業では第1・第3四半期決算短信について監査人によるレビューが義務付けられていることから、当該レビューの大前提となる第1・第3四半期決算に適用する会計基準の開発・維持は貴委員会の責務であると考えられる。</p> <p>・また、最終的な本基準案の内容からすると、現行の「四半期会計基準等」における実務が継続して適用可能となる取扱いを提案されており、また上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第1・第3四半期決算短信の報告が行われるため、当面、四半期会計基準等の適用終了しないことを予定しているのであれば、「中間財務諸表に関する会計基準」を新たに作成するのではなく、「四半期会計基準等」の改正（四半期・半期いずれにも対応可とするための、基準名称や用語定義の見直等のマイナーチェンジ）により対応すべきであったと考えられる。</p>	
（その他のコメント）		
5) 中間会計基準の適用初年度における比較情報の取扱いについて	<p>企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「中間会計基準（案）」という。）の最終化後の会計基準（以下「中間会計基準」という。）の適用初年度における比較情報の取扱いを明確化すべきと考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>上場会社において、中間会計基準を適用する会社及び非上場会社で同じく中間会計基準が適用される半期報告書を提出することを選択する会社の各々で、中間会計基準の適用初年度の比較情報の取扱い（経過措置）が明示されていない。特に、非上場会社においては、会計処理それ自体や開示が大きく変更され、これについては実務的に遡及できるかどうかという点が懸念されるところ、現行の定めを前提とすると、比較情報に遡及処理すること</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準第38項、BC22項及びBC23項を次のように追加することとした（追加は下線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>38. <u>適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等（第8項及び第9項参照）について本会計基準を遡及適用する。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>BC22. <u>本会計基準等の適用初年度にお</u></p> </div>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>になるものと想定される。</p> <p>現時点で公開草案が公表されている「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正に係る経過措置（附則の規定）とも調整されるべき事項かとも思われるが、同規則の改正附則案が示されていないこともあり、両者の整合性についても現状では明らかではない。</p> <p>このため、会計基準と開示規則の整合性を図っていただくことをお願いしつつ、会計基準でも遡及処理の要否について取扱いを明確にする必要があると考えられる点、ご検討いただきたい。</p> <p>適用初年度を取扱いを明らかにしていただきたい。</p> <p>本会計基準等の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当し会計方針の変更に係る注記が必要となるのか。比較情報として開示することとされている前中間会計期間の情報は、適用初年度は前第2四半期累計期間の情報でよいのか。</p>	<p>いては、<u>従来作成していた財務諸表（四半期財務諸表）と異なる種類の財務諸表（中間財務諸表）を新たに作成することになると考えられる。</u></p> <p><u>企業会計基準第24号は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当する場合に、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていないときには、新たな会計方針を遡及適用するとしている（企業会計基準第24号第6項(1)）が、従来作成していなかった種類の財務諸表（中間財務諸表）を当期より作成する場合の取扱いについては、必ずしも明らかではないと考えられる。</u></p> <p>BC23. <u>ここで、会計基準等の改正時における会計方針の変更に遡及適用を求めることが適切かどうかについては、遡及適用によってもたらされる過去の期間に関する情報の有用性と、遡及適用に伴う見積りの要素の度合や、遡及適用を行うために必要</u></p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p><u>とされる情報収集等に係る負担との関係を考慮する必要があるとして</u>いることから（企業会計基準第24号第47項）、本会計基準等の適用初年度についてもこの考え方を参考に検討を行った。</p> <p><u>情報の有用性に関しては、開示対象期間の中間財務諸表等に本会計基準を遡及適用する場合、原則として財務諸表本体のすべての項目に関する情報が比較情報として提供されることから、特定の項目だけではなく財務諸表全般についての比較可能性が高まるものと考えられる。</u></p> <p><u>また、遡及適用に伴う実務負担に関しては、本会計基準は基本的に四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いでおり（本会計基準BC5項参照）、四半期会計基準等と差異が生じるものについては従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めている（本会計基</u></p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p><u>準 BC8 項参照</u> ことから、企業が自主的に前年度の四半期において適用していた会計方針と異なる会計方針を採用しない限り、前年度の第 2 四半期財務諸表と同様の会計処理により適用初年度においても開示対象期間の中間財務諸表を作成することが可能となると考えられる。</p> <p><u>これらを踏まえ、適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等について本会計基準を遡及適用することとした（本会計基準第 38 項参照）。</u></p>
<p>6) 四半期会計基準から取扱いが変更されている部分の明示について</p>	<p>中間会計基準の適用により、これまでの企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）から会計処理が変更される部分について、結論の背景などで明示すべきと考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>細かい点であっても実際の会計処理が変更になる場合には、当該変更が財務諸表作成者や監査人にとって理解されないおそれがあると考えられる。このような誤解を防ぐために、現状で把握されている四半期会計基準からの変更点については、結論の背景などで明示することが考えられる。</p>	<p>四半期会計基準等と会計処理に差異が生じる可能性がある項目については、本公開草案の結論の背景で明示しており、他の取扱いは四半期会計基準等の定めを引き継いでいる。</p> <p>このため、特段の対応を行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
7) 親会社及び子会社における中間個別財務諸表について	<p>中間会計基準（案）第 10 項における「中間個別財務諸表」が準拠すべき会計基準を明示すべきと考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>中間会計基準（案）第 10 項では、中間連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間個別財務諸表を基礎として作成しなければならない、と提案されている。しかしながら、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間個別財務諸表」については、準拠すべき会計基準が明示されていない。会計基準の趣旨からは、中間会計基準に準拠することになると考えられるものの、文理上は企業会計審議会が公表した「中間財務諸表作成基準」に準拠して作成された中間財務諸表も認められるように読めるため、準拠すべき会計基準として中間会計基準を明示すべきと考えられる。</p>	<p>本会計基準案第 2 項において、本会計基準が適用される中間財務諸表の会計処理及び開示の定めに関して、本会計基準が既存の会計基準等と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の定めが優先するとしているため、特段の対応を行わないこととした。</p>
8) みなし取得日又はみなし売却日の定めについて	<p>中間会計期間におけるみなし取得日またはみなし売却日の定めについては、従前の第 2 四半期報告書における四半期財務諸表と同程度の取扱いとなるよう、本会計基準案第 20 項の決算日等の記載の見直しをご検討いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>中間会計期間におけるみなし取得日またはみなし売却日の定めについて、本会計基準案第 20 項では、支配獲得日等が「子会社の中間会計期間の末日以外の日」である場合に、当該日の「前後いずれかの決算日等」に支配獲得等が行われたものとみなして処理するとし、「この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又は中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日を含む」としている。中間会計期間は「年度が開始した日以降 6 か月の</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準案第 20 項及び BC17 項を次のように修正することとし、本会計基準 BC18 項を次のように追加することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>20. 中間連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の中間会計期間の末日以外の日である場合に、当該日の前後いずれかの決算日等に支配</p> </div>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>期間」と定義されており、取得や売却が子会社の中間会計期間の期間内ではなく、子会社の下期中（例えば、子会社の第3四半期決算日付近）に行われた場合の取扱いが明確でないと考えられる。本公開草案における会計処理が四半期会計基準等における会計処理を変更しないことを企図しているのであれば、本会計基準案第20項の記載について、例えば次のように見直すことをご検討いただきたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>20. 中間連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の中間会計期間の末日以外の日である場合に、当該日の前後いずれかの決算日等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又は中間会計期間の期間内でその他の適切に決算が行われた日を含む。</p> </div>	<p>獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又は中間会計期間の期間内でその他の適切に決算が行われた日を含む。</p> <p>BC17. (略)</p> <p>これらを踏まえ、みなし取得日の決算日には、中間会計期間の期間内でその他の適切に決算が行われた日を含むこととした（本会計基準第20項参照）。これにより四半期会計基準において認められていた四半期決算日がみなし取得日に含まれることとなる。</p> <p>ただし、取得とされた企業結合におけるみなし取得日は、企業結合の主要条件が合意されて公表された日以降としなければならないとされていることに留意する必要がある（企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>に関する適用指針」第 117 項)。</p> <p>BC18. 公開草案に寄せられたコメントでは、<u>四半期会計基準における四半期決算日を本会計基準においてその他の適切に決算が行われた日と変更したことが従来の実務からの変更を意図したものかどうかを明確にすべきとの意見があった。当該用語の変更は、四半期会計基準において認められていた四半期決算日を引き続きみなし取得日として適用可能とすることを意図したものであり、従来の四半期の実務を見直すことを意図したものではない。その他の適切に決算が行われたとは、子会社において本会計基準に準じた決算が行われたことを想定している。</u></p>
	<p>中間会計期間における「みなし取得日」又は「みなし売却日」(以下「みなし取得日等」という。)の定めについては、これまでの四半期決算における定めと同様の取扱いとなるような定めを整備すべきと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>中間会計基準では、中間会計期間におけるみなし取得日等の定めについて、みなしとし</p>	<p>同 上</p> <p>また、下期におけるみなし取得日等については、28) のコメントへの対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>て認められる子会社の決算日に「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」が加えられている。当該「適切に決算が行われた日」は、文理上、四半期決算日に限定されていないため、例えば、月次決算においても、適切に決算が行われていることを前提に、みなし取得日等として定めることができるような文言となっている。そうであっても、中間会計基準における会計処理がこれまでの四半期決算におけるものを変更しないと企図しているのであれば、それが明確になるような定めとすることが考えられる。</p> <p>なお、いわゆる下期におけるみなし取得日等のうち、「その期間内で適切に決算が行われた日」として第3四半期決算日のみが認められるかどうかについては、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表作成における資本連結手続に関する実務指針」の改正により補足されるものと考えられる。</p>	
	<p>本会計基準案第20項で定める「適切に決算が行われた日」には、子会社の月次決算日が含まれるかどうかは必ずしも明確ではない（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第7項では、みなし取得日等には「四半期決算日又は中間決算日が含まれる。」とされており、月次決算日等は想定されていないと考えられる。）。</p> <p>この点、本公開草案の開発にあたっての基本的な方針が「中間財務諸表の記載内容が従前の第2四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこと」（本会計基準案 BC5 項）であることに鑑み、本会計基準案のみなし取得日等に関する取扱いについて、従来の四半期での実務を変更する意図の有無を、結論の背景等において明示すべきである。</p> <p>本公開草案において従来の四半期での実務を変更しないことを意図しているのであれば、上記の基本的な方針に従ったものであると考えられる。他方で、みなし取得日等に</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>関する取扱いについては、より支配獲得日等に近い決算日によることが望ましいと考えられる。この点を踏まえると、本会計基準案第 20 項のみなし取得日等に関する取扱いを、経過措置として定めることが適切であると考えられる。</p>	
	<p>子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日における決算日として、四半期決算日を認めることが想定されているのであれば、会計基準案第 20 項の「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」との記載について、その旨が明確になるように当該記載を見直すことをご検討いただきたい。</p>	同 上
	<p>本会計基準案 BC17 項における「改正後の金融商品取引法において四半期決算が廃止されても、年度又は中間会計期間より支配獲得日に近い特定の期日に決算が行われる場合には、当該決算日をみなし取得日とすることが否定されるものではないと考えられる。」との記載を見直すことを要望する。</p> <p>上記の記載からは、年度又は中間会計期間より支配獲得日に近い特定の期日に決算が行われる場合でないと、当該決算日をみなし取得日とすることができないかのように読める。この点、四半期会計基準では「前後いずれかの決算日」とされているのみであり、支配獲得日に近いか否かを考慮する必要はないものと考えられる。そのため、このままの記載だと四半期会計基準に基づいた会計処理と異なる結果となる可能性があり、本会計基準案 BC8 項の基本的な方針と整合しないこととなると考えられる。</p>	同 上
9) 中間洗替え法と中間切放し法の従前の会計方針との継続性について	<p>本公開草案において定められる中間洗替え法と中間切放し法の会計方針の選択について、これまでの四半期決算における四半期洗替え法と四半期切放し法との継続性が求められるかどうか、明示する必要があると考えられる。</p> <p>(理由)</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準 BC24 項を次のように追加することとした（追加は下線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>BC24. <u>本会計基準 BC22 項に記載のとおり、本会計基準等の適用初年度</u></p> </div>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て	<p>本公開草案において、中間決算における有価証券の減損処理（中間洗替え法と中間切放し法）については、会計方針として継続的に適用する旨が定められている。しかしながら、これまでの四半期決算における四半期切放し法及び四半期洗替え法との継続適用については特に明示的な言及がない。</p> <p>この点、実質的に同様の会計処理を定める中間会計基準の開発方針からは、継続適用を求めべきと考えられる一方、四半期決算と改正後の中間決算が異なる会計基準（制度）であるところからは、継続適用が求められないと考えることが自然とも捉えられる。この点について、実務の多様性が生じる可能性があることから、その取扱いを明示すべきと考えられる。また、仮に継続性を求めない場合でも、これまで四半期洗替え法を適用していた会社が、中間切放し法を採用した場合又はその逆のケースでは、中間財務諸表に注記を求めて、財務諸表利用者へ適切な情報が提供されるような手当をすべきであると考えられる。</p> <p>なお、棚卸資産の評価についても同様と考えられる。</p>	<p><u>においては、従来作成していた財務諸表（四半期財務諸表）と異なる種類の財務諸表（中間財務諸表）を新たに作成することになると考えられるため、適用初年度において従前の四半期財務諸表において採用していた会計方針（年度の会計方針との首尾一貫性が求められる会計方針を除く。）と異なる会計方針を採用する場合には、会計方針の変更に該当せず新たに会計方針を採用することになると考えられる。</u></p>
10) 四半期会計基準と中間財務諸表の連続性について	<p>四半期財務諸表は、東京証券取引所から公表されている「四半期財務諸表等の作成基準（暫定版）」（以下、「四半期作成基準案」という。）に従って作成することが予定されているのに対し、第一種中間財務諸表については、本公開草案に従って作成することが予定されている。</p> <p>会社が財務諸表を作成し開示する場合、企業会計審議会が公表している企業会計原則第一五 継続性の原則において、会計方針を継続して適用することが求められていることを踏まえると、四半期作成基準案及び本公開草案のそれぞれで認められている会計方針のいずれも選択可能なわけではなく、四半期財務諸表と中間財務諸表の連続性を考慮すると、例えば、以下のように会計方針を選択することが考えられる旨を確認させていただきた</p>	<p>金融商品取引法上の四半期報告書制度廃止後の四半期決算短信における第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表と第2四半期の中間財務諸表の会計方針の継続性については、取引所規則等の取扱いに従うことになると考えられる。</p> <p>なお、コメントの理由で記載されている例示のうち有価証券の減損処理の例示については、本適用指針案第62項を適用する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税金費用について、四半期財務諸表においては、年度決算と同様の方法により計算することを選択している場合、中間財務諸表において中間特有の会計処理を採用することは適切ではなく、年度決算と同様の方法により計算する会計処理を採用する。 ・有価証券の減損処理について、四半期財務諸表においては、四半期切放し法を採用することを選択している場合、中間財務諸表において洗替法又は中間切放し法を採用することは適切ではなく、経過措置として認められている四半期切放し法を採用する。 	<p>ことになると考えられる。</p>
<p>11) 中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合について</p>	<p>中間適用指針（案）第 43 項の定めについて、段落が二つに分けられているが、この区分は不要であると考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>中間適用指針（案）第 43 項の定めについて、改正前の企業会計基準適用指針第 14 号「四半期会計基準に関する会計基準の適用指針」第 52 項では、前段（本文）が四半期累計期間内に、後段（また書き）が四半期会計期間内に株式併合等が行われた際の取扱いを定める形となっていた。しかしながら、中間会計基準の適用に際しては、累計期間と会計期間の場合分けを行う必要がなくなったため、段落、条件を併合した定めとすべきと考えられる。</p>	<p>コメントを踏まえ、本適用指針案を次のように修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>43. 当<u>年度</u>の中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合は、開示対象期間の中間会計期間に係る 1 株当たり中間純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益を、前年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。</p> <p>また、当中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われたこの場合はその旨、及び当該株式併合又は株式分割の影響を 1 株当たり中間</p> </div>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益に反映している旨を注記する。</p>
<p>12) 中間適用指針（案）における固定資産の減損会計に係る取扱いについて</p>	<p>中間適用指針（案）において、固定資産の減損会計に係る取扱いが必ずしも明らかではない箇所があるので、既存の会計基準等を改正するか、結論の背景等に記載を追加することで、その取扱いを明示すべきと考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第 63 項では、中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱いが定められている。しかしながら、当該取扱いについて、中間会計基準に準拠して作成される中間財務諸表に適用されるかどうか、必ずしも明らかではない。</p> <p>また、四半期適用指針第 14 項の定めは中間適用指針（案）第 13 項に引き継がれているが、四半期適用指針の結論の背景の第 92 項における「前年度末等において所有する資産又は資産グループについて全体的に減損の兆候を把握している場合には、必ずしも四半期会計期間ごとに資産又は資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローあるいはその市場価格を算定又は入手することを求めるのではない」とする定めが引き継がれていないため、中間決算において営業損益等の算定が求められるものと誤解される可能性があると考えられる。</p> <p>長期性資産（のれんを含む）について、1Q 決算短信で減損した場合、2Q 決算（半期報告書）で再評価して減損の戻し入れが発生する可能性があるが、これに対する経過措置の手当ができていない。また、2Q 決算で長期性資産を再評価するためには追加の実務負</p>	<p>本公開草案は従来の四半期の実務を変更することを意図していないため、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損適用指針」という。）第 63 項が本公開草案が適用される中間財務諸表に適用されるかは、従来の四半期の実務を参考にするものと考えられる。</p> <p>四半期適用指針の結論の背景の第 92 項については、本適用指針案 BC4 項(4)において、四半期適用指針の結論の背景の第 92 項の会計処理の考え方を引き継いでいることを示している。</p> <p>このため、特段の対応は行わないこととした。</p> <p>固定資産の減損については、減損適用指針第 134 項において、「期末のみならず、期中において減損処理が行われる場合があ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>担が生じる。長期性資産についても、経過措置の手当を行うべきである。</p>	<p>る」とされており、減損損失の戻入れも行われなため（減損適用指針第 55 項）、第 1 四半期決算短信で減損した場合に中間会計期間末に減損損失の戻入れは行わないことになると考えられる。</p> <p>このため、特段の対応を行わないこととした。</p>
<p>13) 中間適用指針（案）第 61 項から第 64 項の経過措置が適用となる期間について</p>	<p>中間適用指針（案）第 61 項から第 64 項に定められる経過措置について、その適用が認められる期間を結論の背景などで示すべきではないかと考えられる。</p>	<p>経過措置については、複数のコメントが寄せられており、将来的な検討課題として取り扱うこととし、特段の対応を行わないこととした。</p>
<p>14) 中間適用指針（案）第 61 項から第 64 項の経過措置の適用範囲について</p>	<p>初めて中間会計基準を適用するタイミング以外で（換言すれば、中間会計基準の適用後に）、中間適用指針（案）第 61 項から第 64 項の経過措置を適用することができるのかどうか確認したい。</p> <p>（理由）</p> <p>一般的には、会計基準等における経過措置の適用の有無を選択できるのは最初の適用時であると考えられるが、中間適用指針（案）の経過措置の適用の判断について、初回の適用時に限定されることを意図しているのかどうか不明なように思われる。確かに、中間適用指針（案）第 62 項、第 63 項は、従前からの継続性に言及しており、適用初年度での</p>	<p>今後の基準開発において経過措置の取扱いは改めて検討することを予定しているが、本会計基準等においては、従来の四半期での実務が適用可能となるように経過措置を定めているため、本適用指針案第 61 項から第 64 項の経過措置を適用するかどうかの判断は、本会計基準等の適用初年度に限定されないこととした。</p> <p>なお、9) のコメントへの対応におい</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>判断を含意しているように読めなくもないが、この点について確認させていただきたい。</p>	<p>て、本会計基準等の適用初年度においては、従来作成していた財務諸表（四半期財務諸表）と異なる種類の財務諸表（中間財務諸表）を新たに作成することになると考えられるとしたことを踏まえ、本適用指針案第 62 項、第 63 項及び BC2 項を次のように修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>62. 本適用指針を適用する前に企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）第 4 項に基づいて四半期切放し法を適用していた場合、本適用指針第 4 項の定めにかかわらず、中間会計期間末における有価証券の減損処理について、第 1 四半期の末日において切放し法を適用したのとして中間会計期間末において切放し法を適用することができる。</p> </div> <p>63. 本適用指針を適用する前に四半期適用指針第 7 項に基づいて切放し法</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>を適用していた場合、本適用指針第7項の定めにかかわらず、棚卸資産の簿価切下げについて、第1四半期の末日において切放し法を適用したものと中間会計期間末において切放し法を適用することができる。</p> <p>BC2. (略)</p> <p><u>公開草案では、経過措置を設けた経緯から四半期適用指針に基づいて四半期切放し法を適用していた場合という条件を記載していたが、会計基準 BC24 項に記載のとおり、中間会計基準等の適用初年度において従前の四半期財務諸表において採用していた会計方針（年度の会計方針との首尾一貫性が求められる会計方針を除く。）との継続性は求められないため、当該記載を削除している。</u></p>
15) 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに	有価証券の減損処理および棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法の会計処理について、第3四半期に会計処理を行った場合に年度決算でも継続して適用可能という理解でよいか確認させていただきたい。	本公開草案は、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めており、従来の実務を変

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
係る切放し法の経過措置について	<p>(理由)</p> <p>上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第1・第3四半期決算短信の報告が行われ、期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまで四半期会計基準等の適用が予定されていることに鑑みると、第3四半期において切放し法を適用したものととして、年度決算において有価証券の減損の判定を行うことが想定される。しかしながら、本公開草案の提案からはこの点が必ずしも明確でないため、従来の四半期での実務が継続して適用可能となることを確認させていただきたい。</p> <p>なお、棚卸資産の評価についても同様と考える。</p>	更するものではない。
16) 本会計基準案の適用初年度の注記について	<p>本会計基準案の適用初年度において、本会計基準を適用する旨の注記が必要と考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案は、新たな制度下で適用される会計基準であり、基本的に企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「四半期会計基準等」という。)の会計処理及び開示を引き継ぐことを提案しているが、四半期会計基準等とは異なる。このため、本会計基準案の適用初年度は、財務諸表利用者の理解を誤らせないためにも新たな会計基準を適用している旨の注記が必要と考えられる。</p>	2023年12月8日に公表された企業内容の開示に関する内閣府令の一部改正(案)では、経理の状況において、中間財務諸表等の種類を記載することとされているため、企業が作成する中間財務諸表等が本会計基準案の適用対象となるかどうかは明らかであると考えられる。このため、本会計基準の適用初年度において、本会計基準を適用する旨の注記は求めないこととした。
17) 設問について	基本的に同意する。ただし、本書は設問が粗すぎることは否めない。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。設問については、今後のコメントの募集及び公開草案の概要の作成にあたって参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(質問3) その他		
(その他のコメント)		
18) 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の適用範囲について	<p>企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の適用範囲について、従前の第2四半期報告書における四半期財務諸表と同程度の取扱いとなるよう、本会計基準案第15項および第30項の記載の見直しをご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本会計基準案第15項および第30項における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に関する提案では、「企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間連結会計期間においては、(中略)、企業結合日の属する中間連結会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。」とされている。「中間会計期間」は、本会計基準案第5項(1)において「年度が開始した日以降6か月の期間」と定義されている。この定義を前述の提案に当てはめた場合、前年度下期に企業結合があり、当年度上期(中間会計期間)に暫定的な会計処理の確定があった場合には、本会計基準案の適用範囲に含まれないと考えられる。従前の第2四半期報告書における四半期財務諸表と同程度の取扱いとなるように、「中間連結会計期間に遡って」を「連結会計期間又は中間連結会計期間に遡って」とするなど記載の見直しをご検討いただきたい。</p>	<p>コメントを踏まえ、本会計基準案第15項及び第30項を次のように修正することとした(追加は下線で示している。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>15. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間連結会計期間においては、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。)(注6)に準じて、企業結合日の属する<u>連結会計期間又は中間連結会計期間</u>に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</p> </div> <p>30. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間会計期間においては、企業結合会計基準(注6)に準じて、企業結合日の属する<u>事業年度又は中間会計期間</u>に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。</p>
19) 従前の四	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案で提案されている第	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
半期財務諸表及び中間財務諸表の呼称と適用範囲の関係性について	<p>一種中間財務諸表および第二種中間財務諸表との関係を結論の背景等に記載することをご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案の直前に金融庁から公表された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正案では、従前の四半期財務諸表を第一種中間財務諸表、従前の中間財務諸表を第二種中間財務諸表として中間財務諸表の作成方法等を含め規定することが提案されている。本会計基準案第4項で適用範囲が定められているものの、第一種中間財務諸表および第二種中間財務諸表の名称では記載がないため、当該名称がそのまま最終規則において用いられる場合には、それらと本公開草案との関係について結論の背景で補足の方が中間財務諸表利用者の理解に資すると考える。</p>	<p>に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正案（以下「財規等の改正案」という。）は、本会計基準の公表時点で確定していない。</p> <p>本会計基準案第4項と財規等の改正案はいずれも、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項を参照しており、本会計基準案の対象となる中間財務諸表と財規等の改正案が提案する第一種中間財務諸表の関係は読み取ることが可能と考えられる。</p> <p>また、財規等の改正案は従前の中間財務諸表を第二種中間財務諸表としているため、本会計基準案 BC10 項により、中間作成基準等が適用される中間財務諸表と第二種中間財務諸表の関係も読み取ることが可能と考えられる。</p> <p>このため、特段の対応を行わないこととした。</p>
20) 中間会計基準と中間作成基準等との	<p>中間会計基準の策定に際して、同会計基準において、企業会計審議会が公表した中間作成基準及び「中間連結財務諸表作成基準」（以下、これらを合わせて「中間作成基準等」という。）との関係を説明すべきではないかと考える。</p>	<p>改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度においては、本公開草案の適用対象となる中間財務諸表には本公開草案が適</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
関係について	<p>(理由)</p> <p>中間会計基準(案) BC10 項では、「従前より特定事業会社及び四半期財務諸表を提出していない非上場会社においては中間財務諸表の作成が義務付けられ、当該中間財務諸表には、中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解(以下合わせて「中間作成基準等」という。)が適用されている。これらの会社が作成する中間財務諸表については、引き続き中間作成基準等が適用される。」と記載されている。しかしながら、中間会計基準と中間作成基準等との関係については、必ずしも明らかにされていないように思われる。このとき、いわゆる一般原則や作成に係る基本的な考え方については相違がないように思われるが、その点の解説を、結論の背景等に記載する必要があるものと考える。</p>	<p>用され、本公開草案が適用されない中間財務諸表には中間作成基準等が適用されることになると考えられる(本会計基準 BC10 項参照)。</p> <p>なお、本公開草案は基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継いでいる(本会計基準 BC5 項参照)。</p> <p>上記を踏まえ、特段の対応を行わないこととした。</p>
21) 3Q 累計の会計処理及び経過措置について	<p>以下の 2 つについては、公開草案では対応ができていない。これらの対応を行わないと、現行の四半期会計基準を適用した場合と会計処理が異なることになるので、対応する必要がある。</p> <p>(1) 3Q 累計の会計処理が明確でないことについて</p> <p>東証の制度要綱の「四半期財務諸表等の作成基準」(暫定版)では、1Q・3Q の四半期財務諸表等は現行の四半期会計基準に準拠することになっている。1Q・3Q は当面は残される四半期会計基準に準拠し、2Q 累計は新設される中間会計基準に準拠するという複雑な取扱いになる。</p> <p>公開草案では、3Q 累計の会計処理をどのようにするかが明確になっていない。</p> <p>3Q 累計については、通常は下記のように会計処理を行うことになると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2Q 累計(中間会計基準を適用) + 3Q(四半期会計基準を適用) 	<p>(1) 第 3 四半期累計の会計処理が明確でないことについて</p> <p>第 3 四半期については、取引所規則等の取扱いに従うことになると考えられるため、東京証券取引所に伝えることとした。</p> <p>(2) 第 3 四半期累計で減損・評価減が発生した場合の年度の会計処理に関する経過措置について</p> <p>15) のコメントへの対応を参照。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>この点を ASBJ は、東証と連携して、明確にすべきである。</p> <p>(2) 3Q で減損・評価減が発生した場合の年度の会計処理に関する経過措置について</p> <p>3Q 決算短信で減損・評価減が発生した場合の年度の会計処理についても、2Q 決算と同じ問題が生じる可能性がある。このようなケースについても 2Q 決算の経過措置を準用できるように手当が必要である。</p> <p>現行の四半期会計基準をそのまま生かして「期中会計基準」（仮称）に改正するという代替案を採用すれば、上記の 2 つの課題が発生しない点を再度強調しておきたい。</p>	<p>現行の四半期会計基準をそのまま生かして「期中会計基準」（仮称）に改正するという代替案について</p> <p>3) のコメントへの対応を参照。</p>
<p>22) 会計基準の範囲等について</p>	<p>本公開草案が、第一種中間財務諸表を対象としているのであれば、その旨が明確になるように、適用範囲等の記載を見直すことをご検討いただきたい。</p> <p>合わせて、中間作成基準等(企業会計審議会が公表している「中間財務諸表作成基準」及び「中間連結財務諸表作成基準」をいう。)及び中間税効果適用指針(企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」をいう。)が、第二種中間財務諸表を対象としているのであれば、その旨が明確になるように、適用範囲等の記載を見直すことをご検討いただきたい。</p>	<p>本公開草案の適用範囲等の記載</p> <p>19) のコメントへの対応を参照。</p> <p>中間作成基準等及び中間税効果適用指針の適用範囲等の見直し</p> <p>中間作成基準等が適用される中間財務諸表については、本会計基準案 BC10 項において示しており、中間税効果適用指針との関係は、本会計基準の適用対象となる中間財務諸表については、本会計基準の定めが優先するとされているため、適用関係は明らかであると考えられる（本会計基準案第 2 項参照）。</p> <p>このため、特段の対応を行わないことと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
23) 読替えについて（他の会計基準等の範囲）	<p>本公開草案で提案されている他の会計基準等の読み替えの方針について、当該他の会計基準等の範囲に日本公認会計士協会が公表する実務指針等が含まれるのであれば、その旨を結論の背景等に明記いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>本会計基準案第 38 項では、他の会計基準等の読み替えの方針が提案されている。本公開草案の最終化に当たっては、JICPA が公表する実務指針等にも影響があると考えられるが、当該他の会計基準等の範囲に JICPA が公表する実務指針等が含まれているのかどうか明確ではない（例えば、「金融商品会計に関する Q&A」Q31 など）。現状、JICPA が公表する実務指針等について JICPA から貴委員会への移管が完了していないため、他の会計基準等に JICPA が公表する実務指針等が含まれるのであれば、その旨を明確にする方が実務における円滑な制度移行に資すると考える。</p>	<p>した。</p> <p>コメント（他のコメント含む。）を踏まえ、本会計基準案 BC21 項を次のように修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>BC21-25. 本会計基準は基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこととしており（本会計基準 BC5 項参照）、本会計基準が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等における四半期財務諸表に関する会計処理及び開示の定め（本会計基準及び適用指針が定めている会計処理及び開示は除く。）も引き継ぐことが考えられるため、他の会計基準等における四半期財務諸表に関する定めを従前の四半期での実務が継続して適用可能となるように、<u>中間財務諸表に関するために読み替えることとした。したがって、他の会計基準等の読替えにあたっては、</u></p> </div>
24) 読替えについて（実務対応報告第 41 号）	<p>実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 41 号」という。）において、中間会計基準（案）第 38 項の読替規定を単純に用いると、「翌中間会計期間の期首」という存在しない概念が生じてしまうことになるため、対応方針の再考をお願いしたい。</p> <p>（理由）</p> <p>実務対応報告第 41 号第 10 項は「なお、四半期会計期間においては、第 5 項から第 8 項までの会計処理により計上される損益に対応する金額はその他資本剰余金の計上又は減額として処理する。当該会計処理の結果、四半期会計期間末においてその他資本剰余金の</p>	<p>した。</p> <p>コメント（他のコメント含む。）を踏まえ、本会計基準案 BC21 項を次のように修正することとした（追加は下線、削除は取消線で示している。）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>BC21-25. 本会計基準は基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこととしており（本会計基準 BC5 項参照）、本会計基準が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等における四半期財務諸表に関する会計処理及び開示の定め（本会計基準及び適用指針が定めている会計処理及び開示は除く。）も引き継ぐことが考えられるため、他の会計基準等における四半期財務諸表に関する定めを従前の四半期での実務が継続して適用可能となるように、<u>中間財務諸表に関するために読み替えることとした。したがって、他の会計基準等の読替えにあたっては、</u></p> </div>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>残高が負の値となった場合、前項後段と同様に処理し、翌四半期会計期間の期首に戻入れを行う。」という定めとなっている。これを中間会計基準（案）第 38 項の定めに従って読み替えると、「翌中間会計期間の期首」という存在しない概念が生じてしまうことになる。</p>	<p><u>従前の四半期の実務を変更することを意図していないことに留意する必要がある（本会計基準第 3938 項参照）。</u></p> <p><u>なお、これまでに公表された会計基準等には、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針（Q&A を含む。）のうち会計処理の原則及び手続を定めたものが含まれる。</u></p>
<p>25) 読替えについて（中間作成基準等が適用される中間財務諸表に関する規定との関係）</p>	<p>幾つかの会計基準等では、中間作成基準等が適用となる中間決算に明示的に言及している。このような場合の読替規定の適用について、その取扱いを確認させていただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」第 37 項、第 37-2 項や企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第 74 項では、四半期決算だけでなく、中間作成基準等が適用となる中間決算にも明示的に言及している。このとき、中間会計基準（案）第 38 項の読替規定を用いると、会計基準等の文言としては「中間」が二つ並ぶような形となるが、これは中間会計基準が適用となる中間決算と、中間作成基準等が適用となる中間決算の各々に対応している形となるという理解でよいか、確認させていただきたい。</p>	<p>例えば、企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「1 株当たり当期純利益適用指針」という。）第 37 項は、中間作成基準等の適用対象となる中間財務諸表について定めたものであり、本会計基準案第 38 項の読替規定の影響を受けない。</p> <p>一方、1 株当たり当期純利益適用指針第 37-2 項は、四半期財務諸表について定めたものであり、本会計基準案第 38 項の適用により、本公開草案の対象となる中間財務諸表について定めたものとして読み替え</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
26) 読替えについて（グローバル・ミニマム課税）	<p>中間会計基準（案）第 38 項の読替えの方針について、基本的に同意する。</p> <p>なお、「四半期連結決算」という用語が実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」で用いられており、こちらへの対応も必要と考えられる。</p> <p>実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」における、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱い、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記、についての定めについては、本基準案と整合性をとるための文言修正・補足等が必要ではないか。</p>	<p>ることとなる。</p> <p>コメントを踏まえ、実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」において対応することとした。</p> <p>コメントを踏まえ、実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」において対応することとした。</p>
27) 中間作成基準等が適用される中間財務諸表に適用となる定めについて	<p>既存の会計基準等の中には、中間作成基準等が適用となる中間財務諸表の取扱いに言及している箇所や定めがあり、これらについて、中間作成基準等に基づき作成された中間財務諸表に適用される点を明示する必要があるか、ご検討いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>例えば、企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 25 項は、中間作成基準等が適用となる中間財務諸表における取扱いについて記載されているものである。これらの定め取扱いは、中間財務諸表という用語は同じではあるものの、中間会計基準が適用される中間財務諸表とは異なる制度であって、従前の取扱いが継続する旨など、何らかを補足する必要はないか、ご検討いただきたい。</p> <p>また、企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針」も、同じく中間作成基準等が適用となる中間財務諸表における取扱いを定めるものであるが、実務での混乱を避けるべく、同適用指針の適用範囲が、中間作成基準等が適用</p>	<p>本会計基準の適用対象となる中間財務諸表については、本会計基準の定めが優先するとされているため、適用関係は明らかであると考えられる（本会計基準案第 2 項参照）。</p> <p>このため、特段の対応を行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>となる中間財務諸表に限定されている点を、同適用指針の改正によって明示するべきと考えられる。</p> <p>本基準に「株主資本等変動計算書」の言及が無いのは、企業会計基準第6号で規定していることは承知しているが、他の基準との関係を明確にすることを明示するべきである。</p>	同 上
<p>28) 日本公認会計士協会が公表する実務指針等の改正について</p>	<p>今般の中間会計基準の公表に併せて、日本公認会計士協会が公表している実務指針等の改正が必要な箇所があると思われ、対応をご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>今回の本公開草案の公表に当たっては、影響があると思われる日本公認会計士協会が公表している実務指針等の改正案は同時に公表されていない。この点、例えば、資本連結実務指針第7項(「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」への言及がない。)や「金融商品会計に関するQ&A」Q31(中間会計基準、同適用指針への言及がない。)については改正が必要と思われる。</p> <p>「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」7項についても本会計基準案20項と整合する記載に改めていただきたい。</p> <p>中間決算において中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日をみなし取得日又はみなし売却日とすることができる旨が規定されるにもかかわらず、年度決算において連結会計年度内の適切に決算が行われた日をみなし取得日又はみなし売却日とすることができないのは不合理と考えられるためである。</p>	<p>コメントを踏まえ、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第7項を次のように改正することを、日本公認会計士協会に提案することとした(追加は下線、削除は取消線で示している)。</p> <p>7. 連結会計基準(注5)では、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の決算日以外の日である場合には、当該日の前後いずれかの決算日に支配獲得、株式の取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる」とされている。この場合、支配獲得日は、当該決算日をいうものとする。</p> <p>また、この場合の決算日には四半期決算日(四半期会計基準第16</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>項)、又は中間決算日又はその他の適切に決算が行われた日が含まれる。 なお、支配を獲得したとみなした日は、企業結合の主要条件が合意されて公表された日以降としなければならない（結合分離等適用指針第 117 項）。</p> <p>本会計基準案第 38 項により、「金融商品会計に関する Q&A」Q31 の四半期の会計処理についても、読替えの対象となる。</p>
29) リース適用指針の設例について	<p>企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」の設例では、第 1 四半期決算日において決算処理を行うような設例があるが、これらは中間決算日における決算処理へと変更する必要があるものと考えられる。</p>	<p>金融商品取引法上は四半期報告書制度が廃止されるが、上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第 1・第 3 四半期決算短信の報告が行われるため、今後、(仮称) 期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことを予定している。</p> <p>このため、当該設例の修正は行わないこととした。</p>
30) 連結株主資本等変動計算書及び連結	<p>「親会社説」ではなく、現行の連結損益計算書及び連結包括利益計算書と同様に「経済的単一体説」に移行し、非支配株主持分の内訳管理も行い、帰属を明示すべきである。これも、IFRS へのコンバージェンスの一環として重要であると考えられる。</p>	<p>本論点は今回の基準開発の目的とは異なるため特段の対応は行わないが、今後の会計基準等の開発にあたって参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
貸借対照表における非支配株主持分の考え方について	「その他の包括利益累計額」（個別財務諸表では、「評価・換算差額等」）についても IFRS のように増減明細の開示を義務化するべきである。	
31) 新株予約権及び株式引受権について	これらの位置付けは中途半端であり、個別財務諸表が JGAAP で連結財務諸表が IFRS の場合にはプレ連結処理で組み換えが必要になっている。これらについては IFRS に倣って、資本剰余金の構成要素とするべきである。	同 上
32) 本適用指針案第 29 項及び第 30 項について	集約的記載は中間財務諸表の情報価値を減ずるだけであるので、削除するべきである。我が国の金融市場の信用を低下させるだけであり、有害無益である。特にキャッシュ・フロー計算書の「小計」の省略の許容は論外である。「小計」は発生主義と現金主義の差額の調整であり、財務諸表の分析において重要な要素である。しかも、会計システムの普及により、このような集約的記載を許容しても、実務上は表計算ソフトで合算して表記するだけのことであり、経理部等の省力化には殆ど寄与しないと考えられる。	<p>本会計基準案 BC11 項に記載のとおり、中間財務諸表が従前の第 2 四半期報告書と同程度の記載内容を基本とするとされたことを踏まえ、四半期会計基準の考え方を踏襲することとしている。</p> <p>このため、特段の対応を行わないこととした。</p>
33) 本適用指針案第 36 項について	<p>中間財務諸表の情報価値を減ずるだけであるので、第 36 項は削除するべきである。我が国の金融市場の信用を低下させるだけであり、有害無益である。</p> <p>「外部顧客への売上高と、セグメント間の内部売上高又は振替高」の区分は、財務諸表の分析において、非常に重要な情報である。しかも、会計システムの普及により、このような集約的記載を許容しても、実務上は表計算ソフトで合算して表記するだけのことであり、経理部等の省力化には殆ど寄与しないと考えられる。</p>	同 上
34) 趣旨を没却しかねない	ASBJ の公開草案を拝見していると、特に 2020 年頃から、財務諸表や有価証券報告書等の情報価値を低下させるような寛恕規定が目立つようになってきていると言わざるを得	左記のコメントは、今後の会計基準等の開発において参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
寛恕規定の増加について	<p>ない。</p> <p>日本企業の不祥事が頻発する中、このような寛恕規定の増加は IFRS との乖離を増加させるだけでなく、企業会計の透明性を低下させ、結果として日本の金融市場の透明性・国際的な信用を低下させ、結果的に我が国の国際競争力を低下させることに繋がるので厳に慎むべきであると考え。</p>	
35) 企業との調整について	<p>企業との調整を徹底することを要請する。ASBJ 設立当初、国際会計基準の「強制適用」が既定路線となっていたにもかかわらず、企業との調整を徹底した結果「任意適用」に落ち着いた。仮にその手続きを経ずして国際会計基準がそのまま強制適用されていたとしたら、国民経済の健全な発展に多大な損失をもたらしたであろうことは関係者の中で十分に認識されている。形式的な国際化や統一性の追求を戒め、本邦の実情に即した会計基準の開発を要請する。</p>	同 上

以 上